

【事案 26-21】 返還保険料利息請求

・平成 27 年 2 月 23 日 裁定不調

<事案の概要>

設計書のシミュレーション値を実績値と誤認して契約したことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還、ならびに利息の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年8～10月に4つの一時払保険料の変額個人年金保険（契約A～D）を契約したが、いずれも証券会社職員（募集人）によって、パンフレットに掲載されている表数値がシミュレーション値であるとの説明がなく実績値と考え、「早ければ契約日から1年6か月、遅くとも4年で、一時払保険料に20%の利息がつく」内容の保険と誤認して契約した。

よって、契約A～Dを無効とし、既払込保険料に5%の利息を付加して支払ってほしい。

<保険会社の主張>

(1)募集人による募集時の説明に一部不十分な点が認められるため、契約取消の申出があれば、保険料相当額を返金することには応じる。

(2)しかしながら、募集行為に違法性はなく 5%の法定利息の付利には応じられない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、民法95条にもとづく錯誤による契約無効を求めているものと判断する。

2. 錯誤について

(1)申立人の主張内容は、申込みにあたっての「動機」であり、動機に錯誤が存在したことになる。「動機の錯誤」は、その動機が明示もしくは黙示的に募集人に対して表示されていないなければならない。

(2)各契約における表示の有無

①契約Aは、申立人が生命保険料振込依頼書の余白に「…20%の利息が付くとのことでここに契約します」とメモを書き募集人に手渡されていることから、動機は表示されている。

②契約Bも、契約Aと同一商品、同一募集人であり、動機は表示されている。

③契約C、契約Dは、契約A、契約Bと異なる募集人であったが、同一の商品であったため詳しい説明は求めておらず、募集人に対して動機は表示されていない。

(3)よって、契約A、契約Bは要素の錯誤が成立する余地があるため、要素の錯誤に該当するか、申立人に「重大な過失」がなかったかを検討する。

3. 当審査会の判断

(1)要素の錯誤とは、錯誤が契約の重要な部分について存在することであるので、申立人の陥った前述の錯誤が要素の錯誤に該当するとは認められない。

(2)要素の錯誤に該当するとしても、以下の理由により重大な過失が存在する。

①パンフレットには、「目標達成シミュレーション」として、「運用開始時期ごとの目標達成年数」が掲載され、「全期間の平均達成年数」として「目標値120%」の場合は「1.64年」と記載されている。

申立人が主張する「1年6か月」はこれにもとづくことが窺われるが、そこには「シミュレーショングラフおよび数値は、過去のインデックスを用い、運用を行ったと仮定した場合のシミュレーションの結果を表しています。…将来の目標達成までの年数…の確実性を示唆あるいは保証するものではありません。」と明記されている。

②事情聴取において、申立人自身、募集人の説明内容は「過去の実績によれば、1年6か月までに、遅くとも4年で20%の利息がついています」であり、将来の利息についての説明は受けておらず、「将来この利息が保証されることはない」や「将来も確実にこの20%の利息が保証される」との説明もなかったと認めている。

③さらに募集人は、申立人から渡された、前述のようなメモが書き込まれた生命保険料振込依頼書の受け取りを拒否している。

4. 和解の理由

保険会社は、紛争の早期解決のために、一時払保険料を申立人に返還する意向がある旨を申し出ている。その方が申立人の利益にもなるので、当審査会としても同内容による和解が相当と考える。